

認定書

国住参建第209号
令和4年6月9日

株式会社 SGL
代表取締役 石橋 洋 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項の表3の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0644
2. 認定をした構造方法等の名称
礎工法（先端地盤：粘土質地盤）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。